

## 播磨町地域公共交通 令和7年度取組方針について

## 【国の動向】

今後、多様な主体による公共交通の確保が、求められている。

① 「地域の公共交通リ・デザイン連携・協働指針」(以下、「公共交通指針」という。)が発出。(R6.6.28)

→多様な関係者の連携・協働を通じ、地域の移動手段の維持・確保

② 「交通空白」解消・官民連携プラットフォームの立ち上げ。(R6.11.25)

→全国で「交通空白」の解消に向け、官民が連携し、移動の足を確保

## 【町の現状】

令和5年度末に「播磨町地域公共交通計画」(以下、「交通計画」という。)を策定。

令和6年度より交通計画に基づき、播磨町の現状と特性を考慮し、バス等既存交通サービスとの役割分担も考慮しながら、幅広い視点で公共交通の施策を模索している。

## 【今後の展開】

播磨町の特性を活かした交通施策を、引続き検討していく。

上記公共交通指針等を参考に、以下の項目での検討を行う。

- ① 地域輸送資源の活用推進として「道路運送法の許可又は登録を要しない運送」  
○想定イメージ → 自治会等住民主体による交通サービス・自動車教習所の利用者送迎バス・民間企業の従業員送迎バス
- ② 自家用有償旅客運送  
制度の運用改善が図られており、上記①の動向と併せて研究
- ③ 庁内関係部署との連携強化  
住民の移動手段に関わる施策を実施している部署間での連携を深める
- ④ 「交通空白」解消・官民連携プラットフォームの活用  
交通空白解消に向けての他自治体の取組や民間企業の提案も含めた情報収集が可能  
令和7年2月末に播磨町も参画。